

添付法令資料 3 :

電子認証の実施のガバナンスに関する2022年9月22日付
インドネシア共和国通信情報大臣規則No. 11 (目次)
同年 10 月 5 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 電子認証実施者の承認及び登録の手続
 - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 インドネシアの電子認証実施者の承認の要件 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 3 節 インドネシアの電子認証実施者の承認の取得及び承認の発行の手続
 - 第 1 款 通則 (第 9 条)
 - 第 2 款 インドネシアの電子認証実施候補者の登録、要件充足の審査及び承認決定書の発行 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 3 款 インドネシアの電子認証実施者の承認要件の充足及び審査 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 4 款 電子認証実施候補者の適格性評価 (第 14 条)
 - 第 5 款 インドネシアの電子認証実施者の電子認証及び承認決定書の発行 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 4 節 外国の電子認証実施者の登録 (第 18 条)
 - 第 5 節 インドネシアの電子認証実施者の権限 (第 19 条及び第 20 条)
 - 第 6 節 インドネシアの電子認証実施者の義務 (第 21 条ないし第 23 条)
- 第 3 章 電子証明書取得の取得手続
 - 第 1 節 通則 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 2 節 電子認証明書の取得申請 (第 27 条ないし第 32 条)
- 第 4 章 電子認証実施者のサービス
 - 第 1 節 通則 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 2 節 電子署名
 - 第 1 款 通則 (第 35 条)
 - 第 2 款 電子署名の作成手段 (第 36 条)
 - 第 3 款 電子署名及び/又は電子印鑑の保存 (第 37 条ないし第 39 条)
 - 第 3 節 電子印鑑 (第 40 条及び第 41 条)
 - 第 4 節 電子タイム・スタンプ (第 42 条ないし第 46 条)
 - 第 5 節 記録された電子送付サービス (第 47 条ないし第 52 条)
 - 第 6 節 ウェブサイトの認証 (第 53 条及び第 54 条)
- 第 5 章 電子認証の実施の監督
 - 第 1 節 通則 (第 55 条)
 - 第 2 節 電子認証実施者の監督 (第 56 条ないし第 58 条)
- 第 6 章 電子認証実施者の認証機関 (第 59 条ないし第 67 条)

第7章 行政処分

第1節 通則（第68条）

第2節 電子認証実施者への書面による警告（第69条及び第70条）

第3節 電子認証実施者のアクセスの暫定的停止及び終了（第71条及び第72条）

第4節 リストからの削除（第73条ないし第75条）

第8章 経過規定（第76条）

第9章 終則（第77条及び第78条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所